（案）

資料６

北本市男女共同参画推進者認証要綱

（目的）

第１条　この告示は、男女共同参画を推進する事業者を北本市男女共同参画推進者（以下、「推進者」という。）として認証し、広報や必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　事業者　企業、一般財団法人、一般社団法人、協同組合その他団体のことをいう。

⑵　事業所　事務所、本店、支店、工場、営業所その他事業を行う場所又は施設をいう。

（対象）

第３条　認証の対象となる者は、次の条件をいずれも満たす事業者とする。

⑴　市内に活動拠点を有し、現に事業等を営み、又は活動を行っていること

⑵　法人格を有すること又は定款等で男女共同参画の推進を事業の目的として位置付けていること

（要件）

第４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者を推進者として認証するものとする。

⑴　市と協働し、社会における男女共同参画を推進するための取組を行っていること

⑵　政策意思決定過程への女性の積極的な登用に向けた取組を行っていること

⑶　職員の仕事と家庭生活との両立に向けた取組を行っていること

⑷　男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組を行っていること

⑸　前４号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する取組を行っていること

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は認証しないものとする。

⑴　過去３年以内に、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第６７号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたとき

⑵　前号に掲げるもののほか、過去３年以内に事業に関して法令に違反したことにより行政処分を受けたとき

⑶　市税を滞納しているとき

⑷　北本市暴力団排除条例（平成２４年条例第２８号）第２条第２号に規定する暴力団員が役員となっている事業者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者であるとき

⑸　前各号に掲げるもののほか、認証することが社会通念上適切でないと認められるとき

（申請）

第５条　認証を受けようとする者は、認証を希望する１月前までに、北本市男女共同参画推進者認証申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（申請者の単位）

第６条　申請者の単位は、事業者単位又は事業所単位とする。

（決定及び認証）

第７条　市長は、第５条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、速やかに認証の可否を決定し、当該申請をした者に北本市男女

共同参画推進者認証（不認証）決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により推進者として認証したときは、申請者に対し北本市男女共同参画推進者認証書（様式第３号）を交付するものとする。

３　市長は、第１項の規定により推進者として認証したときは、北本市公式ホームページにおいて公表するものとする。

（有効期間）

第８条　認証の有効期間は、認証した日から起算して２年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（変更の届出）

第９条　推進者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、北本市男女共同参画推進者変更届出書（様式第４号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

⑴　事業者名

⑵　代表者の氏名

⑶　所在地

（辞退の届出）

第１０条　推進者は、認証要件を満たさなくなった場合又は事業等の継続ができなくなった場合は、北本市男女共同参画推進者辞退届出書（様式第５号）に、第７条第２項の規定により交付された北本市男女共同参画推進者認証書を添付して、これを速やかに市長に提出しなければならない。

（確認調査）

第１１条　市長は、必要に応じて、推進者に対し調査を実施し、申請内容の確認を行うことができるものとする。

（取消し）

第１２条　市長は、推進者が第４条に規定する要件に適合しなくなった場合は、その認証を取り消すことができるものとする。

２　市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、北本市男女共

同参画推進者認証取消通知書（様式第６号）により推進者に通知するものとする。

３　推進者は、認証の取消しを受けたときは、第７条第２項の規定により交付された北本市男女共同参画推進者認証書を速やかに市長に返納しなければならない。

（推進者の役割）

第１３条　推進者は、認証に係る取組を実現及び継続するとともに、取組の充実に務めなければならない。

（市の役割）

第１４条　市長は、推進者の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、市民及び市内事業者等に広く周知するよう広報活動に務めるものとする。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（令和５年告示第　号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

（案）

資料６

様式第１号（第５条関係）

（表）

北本市男女共同参画推進者認証申請書

年　　月　　日

（宛先）北本市長

申請者　事業者名
代表者職・氏名

北本市男女共同参画推進者認証要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

所 在 地	〒　　－
事業内容	
設立年月	年　　月
構成員数	人(うち女性　　人)
ホームページアドレス	
認証希望年 月 日	年　　月　　日
認証要件（該当する番号に〇を記入）	1　市と協働した男女共同参画を推進するための取組 2　政策意思決定過程への女性の積極的な登用に向けた取組 3　職員の仕事と家庭生活との両立に向けた取組 4　男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組 5　そのほか男女共同参画に関する取組

（案）

資料６

（裏）

<table>
<tr><td>具 体 的
取組内容</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>欠格事由の
非該当確認
（該当する
番号に〇を
記入）</td><td colspan="2">１　過去３年以内に、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和４７年法律第１１３号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第６７号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしていない。
２　上記１のほか、過去３年以内に事業に関して法令に違反したことによる行政処分を受けていない。
３　市税を滞納していない。
４　北本市暴力団排除条例（平成２４年条例第２８号）第２条第２号に規定する暴力団員が役員となっている事業者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者でない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">連 絡 先</td><td>担当部署名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅメールアドレス</td><td></td></tr>
</table>

注　事業者の概要及び取組内容の詳細がわかる資料を添付すること。

（案）

資料６

様式第２号（第７条関係）

北本市男女共同参画推進者認証（不認証）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

北本市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった北本市男女共同参画推進者の認証について、次のとおり決定したので、北本市男女共同参画推進者認証要綱第７条第１項の規定により通知します。

認証の可否	認証　　不認証
認証年月日	年　　月　　日
不認証の理由	

（案）

資料６

様式第３号（第７条関係）

北本市男女共同参画推進者認証書

様

北本市男女共同参画推進者認証要綱に基づき、北本市男女共同参画推進者として認証します。

事 業 者 名

所　在　地

認 証 番 号　　第　　号

認証年月日　　年　　月　　日

認 証 期 限　　年　　月　　日

北本市長　　印

（案）

資料６

様式第４号（第９条関係）

北本市男女共同参画推進者変更届出書

年　　月　　日

（宛先）北本市長

届出者　事業者名
代表者職・氏名

認証申請時の内容から変更が生じたため、北本市男女共同参画推進者認証要綱第９条の規定により、次のとおり届出ます。

認証番号	第　　号	
変更内容	変更前	変更後

（案）

資料６

様式第５号（第１０条関係）

北本市男女共同参画推進者辞退届出書

年　　月　　日

（宛先）北本市長

届出者　事業者名
代表者職・氏名

認証を辞退したいので、北本市男女共同参画推進者認証要綱第１０条の規定により、次のとおり届出ます。

認証番号	第　　号	
辞退理由		

注　北本市男女共同参画推進者認証書を添付すること。

（案）

資料６

様式第６号（第１２条関係）

北本市男女共同参画推進者認証取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

北本市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった北本市男女共同参画推進者の認証について、次のとおり取り消したので、北本市男女共同参画推進者認証要綱第１２条第２項の規定により通知します。

取消理由	